

別記様式第 2 (第 5 条関係)

農の風景育成計画書

1 育成地区の概要

申請者名	杉並区	名称	荻窪一丁目・成田西二・三丁目農の風景育成地区
------	-----	----	------------------------

位置	杉並区荻窪一丁目及び成田西二・三丁目各地内
----	-----------------------

育成地区の面積	21.7ha	育成地区の面積に占める割合	
うち農地の合計面積	1.8ha	8.2%	
うち生産緑地地区の合計面積	0.9ha	農地面積に おける構 成比	50.0%
宅地化農地等の合計面積	0.9ha		50.0%

※面積、割合及び構成比は小数第 1 位まで

育成地区の概観
<ul style="list-style-type: none"> ・地区内には生産緑地地区、宅地化農地、農業公園、区民農園等が点在し、農地が残されている地域である。 ・区立公園、区立緑地、屋敷林等のみどりが多い地区であり、都立善福寺川緑地に隣接している。 ・地区中央部に農業公園があり、農に親しめる場がある。 ・地区中央の屋敷林は杉並区の「後世にのこしたい杉並の屋敷林(※1)」に選定されている。 ・区立松溪公園、五日市街道のケヤキ並木は「杉並百景」に選定されている。 ・昭和の中頃まで地区周辺の善福寺川沿いの低地部では水田、台地部では畑が広がる地域であり、現在でも当時の風景が偲ばれる用水路跡を辿ることができる。 <p>※1：みどりの基本計画に基づき平成 24 年度に実施した顕彰</p>

育成地区を構成する主要要素の立地状況
<ul style="list-style-type: none"> ・私有農地… 7 件、約 1.1ha (生産緑地地区：3 件、宅地化農地：4 件) ・その他農地… 3 件、約 0.7ha (成田西ふれあい農業公園、成田西区民農園、成田西第二苗圃) ・公園緑地…成田西ふれあい農業公園、松溪公園、成田西切通し緑地、成田西いこい緑地、成田西公園、大塚児童遊園、日性寺児童遊園 ・教育施設…西田小学校 ・後世にのこしたい杉並の屋敷林表彰地…荻窪一丁目 T 家 ・杉並百景…松溪公園、五日市街道のケヤキ並木 ・貴重木…荻窪一丁目：ケヤキ、ハクウンボク、モチノキ、モッコク 成田西三丁目：ケヤキ ・遺跡…西田小学校北遺跡、谷戸遺跡ほか ・用水路跡

2 育成地区と既定の計画等との関連

別表第1に掲げる都市計画等
<p>区域区分：市街化区域 地域地区：第一種低層住居専用地域（建ぺい率 50%、容積率 100%、杉並南部土地区画整理事業地区内は建ぺい率 40%、容積率 80%）、五日市街道沿いは第二種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）、生産緑地地区（3 件） 都市施設：都市計画公園・緑地（善福寺川緑地、成田西ふれあい農業公園）、都市計画道路（補助 130 号線、補助 215 号線） 市街地開発事業：杉並南部土地区画整理事業</p>
緑の基本計画
<p>「杉並区みどりの基本計画」では、基本方針の一つとして、武蔵野の風土を継承する屋敷林、農地、社寺林等、今あるみどりをできる限り減らさないように保全施策を強化し、まちのみどりの拠点や生きものの生息環境を確保し、みどり豊かな住宅都市としての杉並らしさを守っていくことと定めている。</p> <p>また、本育成地区では豊かな屋敷林を持つ住宅の保全、農地、樹林地などのまとまりのあるオープンスペースの保全等が主要な課題となっている。そのため、屋敷林等の保全の強化や農とのふれあいの機会の充実、民有地緑化の推進、地区の指定などによる緑化の推進等を基本方針としている。</p>
農業振興計画等
<p>「杉並区産業振興計画」では、「食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち」という目標を掲げ、都市農地保全への取組や地産地消の多面的な推進、都市農業の担い手育成と支援、都市農業への理解を深める取組を進めている。</p>
その他育成地区に関わる行政計画等
<ul style="list-style-type: none"> ・「杉並区基本構想」では、杉並の貴重な財産である屋敷林や農地の保全に取り組むとしている。 ・「杉並区総合計画」では、今後、屋敷林や農地等、杉並らしい歴史風土を今に伝える貴重なみどりを後世に引き継ぐためには、未来を見据えた視野を持ち、計画性を持った取組を行っていくことが重要としている。そのため、住宅都市に調和したみどりと建物で街並みが構成され、自然が回復した川と古くからある屋敷林や農地が点在する等、誰もが自然と共存することに感動と親しみを持つことができる成熟したまちづくりが着実に進んでいることを目標としている。 ・「杉並区まちづくり基本方針」では、農地について、積極的に保全・活用に努め、区内の貴重な農地が存続しやすい環境づくりに努めるとしている。 ・「杉並区緑地保全方針」では、本地区を杉並らしいみどりの保全地区に選定し、区民共有の財産である屋敷林・農地の保全を重点的に取り組んでいくこととしている。取組方法として①保全制度の活用・充実 ②保全のためのまちづくり ③マンパワーの活用 ④保全のためのPR・企画 の4本の柱を設け、保全を進めていく。

3 育成地区における農の風景を保全及び育成するための方針

目標
地域住民の協力を得ながら屋敷林・農地の保全を支援することで、農の風景を将来へ継承していく地域を目指す。
取組方針
<p>【屋敷林・農地の魅力の発信】</p> <ul style="list-style-type: none">・農業公園での収穫体験等を通して農に親しむ環境づくりを行い、農の魅力を発信する。・屋敷林や農地への理解を深めるイベントを開催し、屋敷林や都市農地の多面的な機能についてPRを推進する。・所有者の協力を得て屋敷林や農地の一時公開等を実施する。・散策マップを作成し、本地域の農の風景や農に関わる資源を身近に感じてもらう。 <p>【ボランティアによる屋敷林・農地の保全支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・落ち葉掃き等、所有者の負担を軽減する活動を行う。・屋敷林・農地の魅力や効果をPRするイベントの企画や運営を行う。・地域で屋敷林や農地の保全を支援するために、地域住民に積極的にボランティアへの参加を呼びかける。 <p>【農業者と地域住民との交流】</p> <ul style="list-style-type: none">・屋敷林・農地を活用した講座やイベント等を所有者と協力して開催することで地域での交流を盛んにする等、地域のつながりを強く意識できる取組を展開する。・住民と生産者等の顔の見える関係を築くために地域で生産されている農産物の直売を推進する。・農地で生産されている作物等についての情報を地域住民に発信する。・区域内及び近隣の学校等と連携し、授業の一環として屋敷林・農地を活用し、農のある風景への理解を深める。 <p>【営農活動への支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・認定農業者制度の普及を図るとともに、認定農業者への支援を行う。・認定農業者を含め、意欲的に農業経営に取り組む農業者に、生産量の増加につながる資機材等の助成を行い、営農活動を支援する。 <p>【農地を活かした付加価値づくり】</p> <ul style="list-style-type: none">・農業者の意向を聞きながら、農業体験農園の運営助成の支援を行う。

- ・防災兼用農業用井戸の整備助成を行い、農地の付加価値を高める。

【杉並の原風景の伝承】

- ・五日市街道や善福寺川、水路跡等、農との関わりが強い地域資源を生かし、杉並の原風景である農のある風景を地域の財産として共有し、未来へと伝承していく取組を行う。

【農の風景の維持】

- ・営農が困難となった生産緑地については所有者と相談しながら農業公園等の多様な活用を検討し、農の風景の維持に努める。
- ・農のある風景を創出する活動を行う。